

(写)

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第37号

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例（平成9年龍ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
（保育ルーム） 第2条 事業を実施する施設（以下「保育ルーム」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。																																			
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>龍ヶ崎小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市3316番地</td></tr><tr><td>馴柴小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市若柴町3135番地</td></tr><tr><td>龍ヶ崎西小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市8810番地</td></tr><tr><td>馴馬台小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市平台4丁目23番地1</td></tr><tr><td colspan="2">省 略</td></tr><tr><td>城ノ内小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市城ノ内5丁目27番地</td></tr><tr><td>北竜台学園保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市長山3丁目1番地</td></tr></table>	名称	位置	龍ヶ崎小学校保育ルーム	龍ヶ崎市3316番地	馴柴小学校保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町3135番地	龍ヶ崎西小学校保育ルーム	龍ヶ崎市8810番地	馴馬台小学校保育ルーム	龍ヶ崎市平台4丁目23番地1	省 略		城ノ内小学校保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内5丁目27番地	北竜台学園保育ルーム	龍ヶ崎市長山3丁目1番地	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>龍ヶ崎小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市3316番地</td></tr><tr><td><u>松葉小学校保育ルーム</u></td><td><u>龍ヶ崎市松葉2丁目9番地</u></td></tr><tr><td>馴柴小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市若柴町3135番地</td></tr><tr><td>龍ヶ崎西小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市8810番地</td></tr><tr><td><u>長山小学校保育ルーム</u></td><td><u>龍ヶ崎市長山5丁目7番地1</u></td></tr><tr><td>馴馬台小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市平台4丁目23番地1</td></tr><tr><td colspan="2">省 略</td></tr><tr><td>城ノ内小学校保育ルーム</td><td>龍ヶ崎市城ノ内5丁目27番地</td></tr></table>	名称	位置	龍ヶ崎小学校保育ルーム	龍ヶ崎市3316番地	<u>松葉小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市松葉2丁目9番地</u>	馴柴小学校保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町3135番地	龍ヶ崎西小学校保育ルーム	龍ヶ崎市8810番地	<u>長山小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市長山5丁目7番地1</u>	馴馬台小学校保育ルーム	龍ヶ崎市平台4丁目23番地1	省 略		城ノ内小学校保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内5丁目27番地
名称	位置																																		
龍ヶ崎小学校保育ルーム	龍ヶ崎市3316番地																																		
馴柴小学校保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町3135番地																																		
龍ヶ崎西小学校保育ルーム	龍ヶ崎市8810番地																																		
馴馬台小学校保育ルーム	龍ヶ崎市平台4丁目23番地1																																		
省 略																																			
城ノ内小学校保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内5丁目27番地																																		
北竜台学園保育ルーム	龍ヶ崎市長山3丁目1番地																																		
名称	位置																																		
龍ヶ崎小学校保育ルーム	龍ヶ崎市3316番地																																		
<u>松葉小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市松葉2丁目9番地</u>																																		
馴柴小学校保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町3135番地																																		
龍ヶ崎西小学校保育ルーム	龍ヶ崎市8810番地																																		
<u>長山小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市長山5丁目7番地1</u>																																		
馴馬台小学校保育ルーム	龍ヶ崎市平台4丁目23番地1																																		
省 略																																			
城ノ内小学校保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内5丁目27番地																																		
2 省 略 （対象児童）	2 省 略 （対象児童）																																		

第4条 保育ルームに入所することができる児童（以下「対象児童」という。）は、原則として本市が設置する小学校又は義務教育学校（前期課程に限る。）に在学する児童で、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、学校放課後等において保護者による保育を受けることができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者からも保育を受けることができないと認められる者とする。

(1) } 省 略
ゝ
(3) }

第4条 保育ルームに入所することができる児童（以下「対象児童」という。）は、原則として本市が設置する小学校に在学する児童で、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、学校放課後等において保護者による保育を受けることができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者からも保育を受けることができないと認められる者とする。

(1) } 省 略
ゝ
(3) }

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。